

和泉市電気自動車充電設備等導入事業
(急速充電器)
公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 6 月
和 泉 市

目 次

1. 事業概要.....	1 頁
2. 事業者選定の方法.....	2 頁
3. 応募に関する事項.....	2 頁
4. 募集要領・仕様書等の配布.....	5 頁
5. 参加表明書・質疑書・参加申請書等の作成及び提出、現地見学会.....	5 頁
6. 選定審査に関する事項.....	6 頁
7. 選定項目及び審査基準.....	7 頁
8. 失格事項.....	7 頁
9. 選定結果の通知方法.....	8 頁
10. 選定結果の公表方法・内容.....	8 頁
11. 情報公開時の対応.....	8 頁
12. 留意事項.....	8 頁
13. 選定スケジュール.....	9 頁
14. 事務局・問合せ先.....	9 頁

1. 事業概要

(1) 件名

和泉市電気自動車充電設備等導入事業（急速充電器）（以下「本事業」という。）

(2) 目的

平成26年に設置した電気自動車充電設備等（以下、「E V 充電設備等」という）について、耐用年数が経過していること及び修繕に必要な部品の供給が終了していることから、更新が必要な状況である。

E V 充電設備等の更新・設置にあたっては、費用の低減を図るのみならず、「市の脱炭素施策の一層の推進に寄与すること」及び「災害時のE V 充電設備等の活用ができること」が重要となることから、当該目的を達成するための事業等の提案を求めるとともに、提案事業等について、その成果を的確に検証できる事業者を求めるものである。

(3) 事業内容

事業者は、市が所有する下記施設の駐車場において、事業者の自己資本を活用し下記の業務を行う。また、E V 充電設備等の設計、設置工事、維持管理、システム運用等に係る一切の費用は事業者の負担とし、市は費用を支出しない。

市は、事業者が本業務を行うにあたり、地方自治法、和泉市行政財産使用料徴収条例及び同条例施行規則に基づき所有する施設の用地の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「和泉市電気自動車充電設備等導入事業（急速充電器）公募型プロポーザル業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおりとする。

【施設：道の駅いずみ山愛の里（和泉市仏並町398番地の1）】

業務種別	対象となるE V 充電設備等	業務内容
撤去及び処分	急速充電器：1台（必須） 普通充電器：1台（提案内容により必要な場合）	1. 既設E V 充電設備等の撤去工事及び処分（普通充電器の撤去及び処分は急速充電器の設置にあたり必要な場合のみ）
新設	急速充電器：上限2台（充電口数上限2口）まで （別添「道の駅関係図面」で示す範囲内で設置台数を提案すること）	2. 新E V 充電設備等の調達及び設置工事 3. 新E V 充電設備等の維持管理及び運営業務（課金システムの運用を含む） 4. 駐車マス内の路面標示の更新

※駐車場利用料金：無料

(4) 事業期間

1. 事業期間は、下記の①と②を合わせた期間とし、事業期間中は事業者の責任において、E V 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、令和 8 年 3 月末までは道の駅いずみ山愛の里において公共下水道接続工事及び屋外トイレ改修工事を行う予定であることから、本事業に係る工事は実施できないため留意すること。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により、E V 充電設備等を撤去するとともに、設置場所の原状回復を行うものとする。

①設備準備期間	本事業の事業者決定後、既設 E V 充電設備等の撤去工事及び処分、新 E V 充電設備等の調達及び設置工事を行う期間
②設備維持管理期間	①の期間に設置が完了した新 E V 充電設備等の利用を開始した日から起算して 8 年以上の複数年とすること

2. 事業者の事情によりやむを得ず実施期間満了前に事業を終了させる場合の取扱いは、双方の協議によるものとする。ただし、このことにより本事業に係る国の補助金を返還する必要がある場合その他費用が生ずる場合は事業者で負担することとし、市は一切負担しない。

(5) 行政財産の使用料

E V 充電設備等の設置に係る行政財産使用料については、和泉市行政財産使用料徴収条例第 3 条第 2 項各号に基づき算定した使用料を年度毎に納付するものとする。

2. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により本事業を実施するに最も適した事業者を優先交渉権者として選定する。

※優先交渉権者との交渉が不調になった場合は次点交渉権者と交渉を行う。

3. 応募に関する事項

(1) 参加資格を有する事業者

法人その他の団体又は複数の団体により構成されたグループ事業体（以下「グループ」という。）であり、次の①又は②いずれかの条件をみたしており、令和 7 年 5 月 1 日から起算して過去 5 年間で本事業と類似した事業の契約（連携協定、実施協定等、事業を実施するために締結したものを含む）を自治体と 2 件以上締結し、誠実に履行した（履行中も含む）実績を有する者であること。

なお、グループで応募する場合、全ての構成員が次の①又は②いずれかの条件をみたした上で必ず代表企業・団体を定め、協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定該当者とし、事業者選定後の協議は代表企業・団体と行うが、協定に関する責任はグループの構成員全てが負うものとする。

①和泉市における令和6年・7年度の入札参加資格を有していること。

②入札参加資格を有していない場合は参加表明書を提出する際に以下 a～g の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を各1部提出し、内容確認を受けること。なお、グループで応募する場合は、グループの構成員全てについて a～g の書類を提出すること。

- a. 印鑑登録証明書（原本）
- b. 商業登記簿謄本（登記事項証明書）（原本）
- c. 決算報告書一式 ※写し（直近2年分）
- d. 国税・市税の納税を証明する下記の書類（原本、直近1か年分）
 - ・法人税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書
 - ・市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）※本店、支店、営業所等が和泉市に存在する場合のみ
- e. 委任状（受任者をたてる場合）
- f. 使用印鑑届
- g. 暴力団排除に関する誓約書

（2）欠格事項

（ア）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する団体

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始している団体

（ウ）最近1年間、市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している団体

（エ）団体、団体の役員又は従業員（以下「団体関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」という。）であり、又は団体関係者が反社会的勢力等に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図り、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与している団体

（オ）参加申請書等の提出時点で市の指名停止措置等を受けている団体

（カ）大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けている団体

（3）提出書類

1. 参加表明書（様式第1号）

※（1）参加資格②に該当する場合は、参加表明書に併せて a～g の各書類も必要

2. 質疑書（様式第 2 号）
3. 参加申請書（様式第 3 号）
4. 参加申請に関する誓約書（様式第 4 号）
5. 事業者概要（様式第 5 号）
6. グループ事業体協定書兼委任状（様式第 6 号）（グループで応募の場合）
7. 外部向けのパンフレット等、法人等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類
8. 申請書を提出する日の属する事業年度に関する団体の事業計画書、収支予算書
9. 最近 3 か年の団体の事業報告書、キャッシュフロー計算書（収支決算書）、貸借対照表、損益計算書
10. 国税・市税の納税を証明する下記の書類（原本、直近 1 か年分。ただし、（１）参加資格②に該当する事業者は再度の提出は不要。）
 - ・法人税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書
 - ・市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）
 ※本店、支店、営業所等が和泉市に存在する場合のみ
11. 企画提案書

（４）企画提案書の作成要領

企画提案書は、下記及び別紙「公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準」に基づき作成すること。

書式	・ A 4 版とすること。 ・ 記載は両面印刷とすること。 ・ 企画提案書は両面印刷で 20 ページ以内とすること。（表紙及び目次は含まない） ・ 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
記載事項	企画提案書は「審査基準」に定める評価項目の順及び内容に対応させ、容易に評価点と提案項目の理解ができる構成とし、簡潔明瞭に記載すること。また、提案内容は全て実現できるものとし、具体的に記載すること。
留意事項	・ 優先交渉権者となった場合、実施協定書等（本事業を実施するために取り交わす協定書、契約書、行政財産使用許可書等を言う。以下同じ。）の締結にあたり提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために業務の具体的な実施方法について優先交渉権者に提案を求めることがある。 ・ 優先交渉権者の企画提案書の内容については協議の上、本業務の仕様書に反映することがある。

(5) 書類提出部数

「3. 応募に関する事項(3) 提出書類」3～11の提出書類について、原本1部、写し9部を提出すること。提出書類は1セット毎にファイル等に綴じ、項に応じたタブ(3～11)をつけること。

4. 募集要領・仕様書等の配布

(1) 配布方法

和泉市ホームページから実施要領等をダウンロード

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kyoudou/osirase/20600.html>

(2) 配布期間

令和7年6月4日(水)から令和7年6月17日(火)午後5時15分まで

5. 参加表明書・質疑書・参加申請書等の作成及び提出、現地見学会

(1) 参加表明書の受付及び提出方法

受付期間：令和7年6月20日(金)午後5時15分まで

提出先：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市長公室広報・協働推進室 公民協働推進担当

提出方法：必要事項を記入し上記提出先へ**直接持参又は郵送（簡易書留又はレターパック等により配達記録が確認できる郵送方法にて期限必着）**すること。直接持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時15分までに持参すること。

※電子メール、FAXによる提出は不可

留意事項：「3. 応募に関する事項(1) 参加資格」の②に該当する場合は、a～gの各書類も併せて提出すること。また、以下の(2)～(4)の過程は、参加表明書提出者のみ資格を有するものとする。

(2) 現地見学会

日 時：令和7年6月26日(木)又は6月27日(金)

※時間等の詳細は別途通知します。

場 所：道の駅いずみ山愛の里

申込方法：参加表明書に現地見学会を希望する旨記入すること。

※現地見学会は可能な限り参加してください。現地見学会以外の日程で設備を見ていただくことはできません（屋外に設置されている設備の外観は除く）。

※現地見学会当日に、関係設備の図面を閲覧することが可能です。

※参加人数は各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者負担とします。

留意事項：当日の質疑応答は行わない。また、施設職員への問合せは行わないこと。

(3) 質問の受付

受付期間：令和7年7月1日（火）から令和7年7月8日（火）午後5時15分まで

受付方法：質疑書に記入の上、電子メール（ev-koubo@city.osaka-izumi.lg.jp）により提出すること。質疑事項がない場合も「質疑事項なし」と記入の上、提出すること。

回答方法：全ての質問を取り纏めた上で、令和7年7月16日（水）午後5時15分までに、質疑書提出団体全てに電子メールにより回答する。なお、質問者名は表示しない。

（※回答日時までに募集に係る補足事項が発生した場合は、併せて回答する場合がある。）

受信確認：市からの回答メールを受信した際には、速やかに受信確認のメールを返信すること。

(4) 参加申請書等の提出方法等

募集期間：令和7年7月25日（金）から令和7年8月1日（金）午後5時15分まで

提出先：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市長公室広報・協働推進室 公民協働推進担当

提出方法：「3. 応募に関する事項（3）提出書類」3～11の提出書類に必要事項を記入し、上記提出先へ**直接持参又は郵送（簡易書留又はレターパック等により配達記録が確認できる郵送方法にて期限必着）**すること。直接持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時15分までに持参すること。

※電子メール、FAXによる提出は不可

6. 選定審査に関する事項

(1) 参加申請書等を提出した事業者（以下、「応募者」という。）から、あらかじめ公表した審査基準に基づき、選定委員会が次のとおり選定する。

- ・事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。
- ・市長が設置する事業者選定委員会が審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査を行う。

(2) 選定委員会

実施日時：令和7年9月第1週目を予定（日時・場所等の詳細は別途通知する）

実施場所：和泉市役所（和泉市府中町二丁目7番5号）

実施時間：プレゼンテーション（20分程度）とヒアリング（20分程度）の合計で1者につき概ね40分程度を予定。

出席者：1者につき3名までとする。業務責任者の予定となる者は必ず出席すること。

留意事項：下記事項に留意すること。

- ・審査は、参加表明書の提出が最後にあった応募者から順番に行うものとする。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみに基づいて行うこと。当日の資料配布は認めない。
- ・実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査は記録用として録音する。
- ・会場内での発言については、企画提案書と同等の取り扱いとする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。

※議事録は、優先交渉権者となった場合に速やかに提出することとし、優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出すること。

- ・パソコン・プロジェクターを用いたプレゼンテーションは可能とする。

※市はプロジェクターとスクリーンのみ用意する。その他、必要な機材等は事業者で用意すること。なお、事業者がプロジェクター及びスクリーンを持ち込んで実施することを妨げない。

※プレゼンテーション中に機器トラブルが発生する可能性もあることから、十分留意すること。

※機材等のセッティング時間はプレゼンテーション時間に含まないが、選定委員会開催会場に入室後、10分以内に完了すること。

7. 選定項目及び審査基準

別紙「審査基準」を参照。

8. 失格事項

応募者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- ② 記載漏れ及び誤記載など記載事項に不備があった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 申請に際して不正行為があった場合
- ⑤ 応募資格要件を満たさず、又は欠格事項に該当する場合

- ⑥ 仕様書で求めている業務内容を履行出来ないと判明した場合
- ⑦ 選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけをはかり、接触等の事実が認められた場合
- ⑧ その他、選定委員会で協議の結果、審査にあたり不相当と認められた場合

9. 選定結果の通知方法

優先交渉権者の決定後、全応募者に対してプロポーザル選定結果通知書により通知する。

10. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者の選定後、次の内容を市公式ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点
- ② 全応募者の名称（辞退者、失格者を含む。申込順）
- ③ 全提案事業者の総合得点（得点順）
- ④ 全提案事業者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑤ 優先交渉権者の選定理由
- ⑥ 選定委員の所属及び氏名

※②と③及び②と④の対応関係は明らかにしない

※応募者が2者の場合、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない。

11. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき、公開対象となる。

なお、応募者における競争上の地位及び利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については予め文書により申し出ること。

12. 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は応募者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、市から要請した事項についてはこの限りでない。
- ・提出された企画提案書等は、事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

- ・参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和7年8月1日（金）午後5時15分まで（必着）に参加辞退届（様式は任意）を提出すること。
- ・優先交渉権者と実施協定書等を締結するまでの間に特に必要と認められる場合に限り、業務計画の見直し及び業務の仕様についての協議を行うものとする。

13. 選定スケジュール

内 容	期 間
募集要領・仕様書等の配布	令和7年6月4日（水）～6月17日（火）
参加表明書の受付	令和7年6月20日（金）まで
現地見学会	令和7年6月26日（木）又は6月27日（金）
質問の受付	令和7年7月1日（火）～7月8日（火）
質問に対する回答	令和7年7月16日（水）まで
参加申請書等の提出	令和7年7月25日（金）～8月1日（金）
選定委員会（応募者ヒアリング）	令和7年9月第1週目を予定
選定結果の通知（内定通知）及び 優先交渉権者とのヒアリング	選定委員会後、一週間を目途に実施
実施協定書等の締結	

14. 事務局・問合せ先

和泉市 市長公室広報・協働推進室 公民協働推進担当（担当：井阪）

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725（99）8103（直通）

FAX：0725（41）1553

受付時間：午前9時から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）